



日本における農薬等に関する ポジティブリスト制度に対する 酪農・乳業の共同の取り組み

(農薬等とは、農薬・動物用医薬品・飼料添加物をいう。)

丸山 章



一般社団法人 Jミルク

Jミルクについて

会員

- 牛乳及び牛乳乳製品の生産流通に携わる者
(ミルクサプライチェーンを構成する者が一体となる業界横断的なユニークな組織)

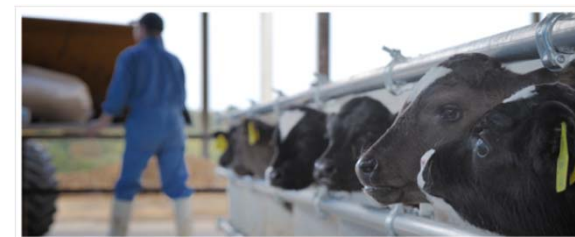
目的

- 国民の豊かな食生活の向上
- 酪農・乳業の安定的発展



事業

- 牛乳乳製品の普及啓発
- 生乳及び牛乳乳製品の生産・流通・消費に係る情報収集・分析・提供と、酪農・乳業の共通課題の検討



ポジティブリスト制度導入前の食品市場

食品の信頼を揺るがす事件

BSE の発生
食品の偽装表示
無登録農薬の使用
遺伝子組換え食品の流通
鳥インフルエンザの発生

食品市場の国際化

輸入野菜の残留農薬問題

緊急かつ重要な課題

食品の安全

↓
日本の農業や
食品に対する
信頼と支持の確保

食品安全基本法施行(2003年7月)

基本理念

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

食品関連事業者の責務

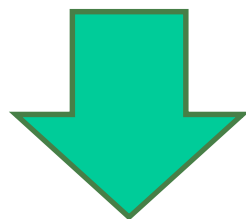
1. 食品の安全性確保の一義的な責任を認識し、必要な措置を適切に構ずる
2. 正確かつ適切な情報提供に努める
3. 政府が実施する施策に協力する

ポジティブリスト制度施行(2006年5月) ①

農薬等の残留に対する規制方法の変更

ネガティブリスト制度

(規制すべき対象をリスト化)



ポジティブリスト制度

(すべての農薬等の残留を禁止し、使用を認めるものをリスト化)

ポジティブリスト制度施行(2006年5月) ②

原則禁止

農薬等が0.01ppm(一律基準)を超えて残留する食品は、販売するために製造等(製造・輸入・加工・調理・保存・販売)してはならない

使用を認めるものについてリスト化

1. 人の健康と損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)
2. 残留限量の規格が定められている物質(暫定基準)

酪農・乳業界における検討

制度改正に対し前向きに取り組み、積極的に情報発信できるチャンスととらえる

酪農・乳業界における農薬等の残留実態や、新制度への対応方策等の開示など

HACCP的手法による、生乳に農薬等が残留することのない生乳生産体制を確立する

- ・品質特性(生鮮品である生乳)と流通特性(合乳形態による流通)
- ・乳業工場の検査体制(検査機器の多くが乳業工場に完備されていない)
- ・専門検査機関(検査に要する時間と高額なコスト等が必要)



これらの状況などから、
**検査による
安全性の担保は不可能**

Jミルクにおいて、酪農・乳業界の一体的な取り組みによる「管理システム」を構築する

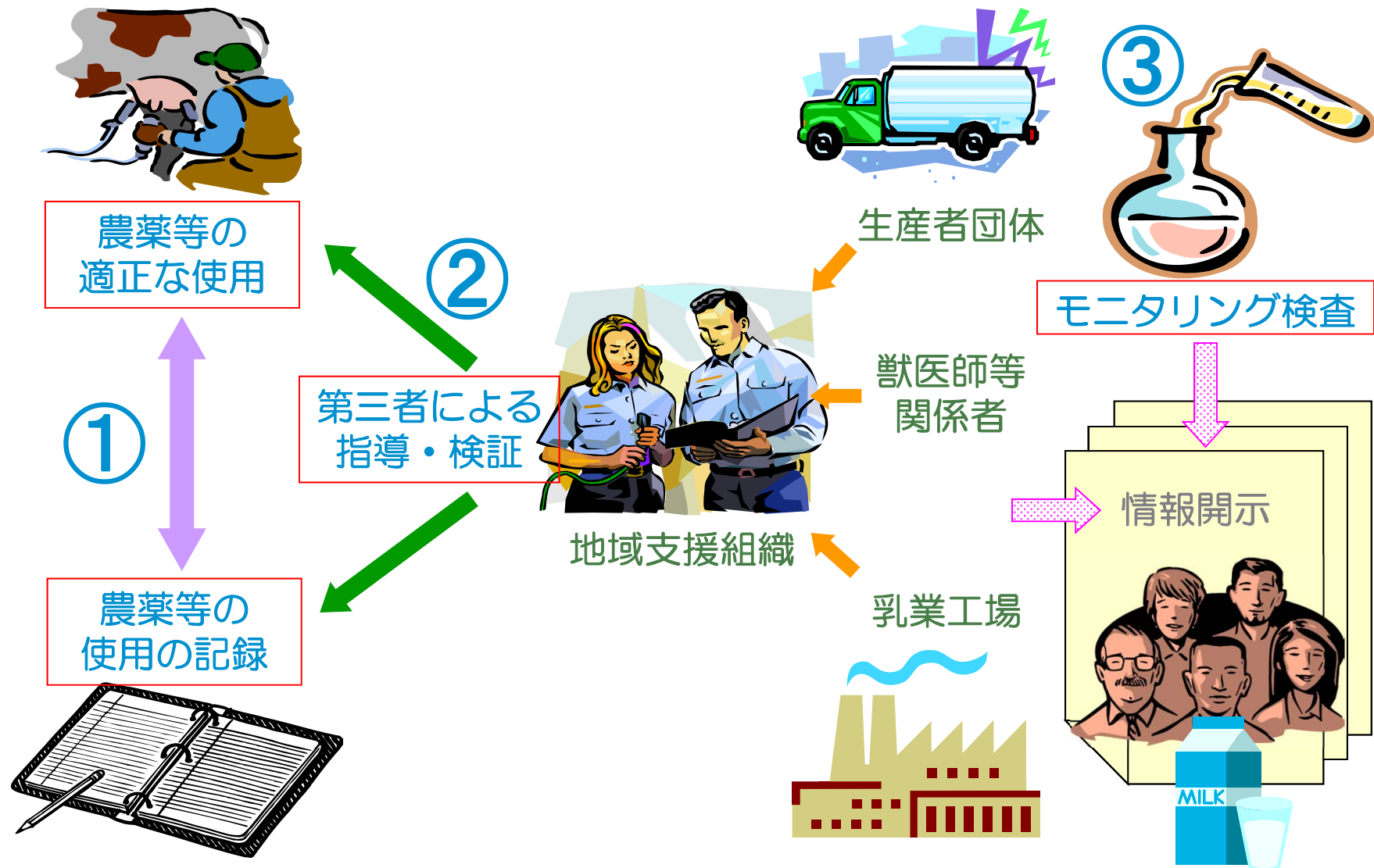
HACCP的手法による管理とは

生乳に農薬等が残留しない生産・管理システム

1. 農薬等の使用基準を守る
2. 農薬等を使用した履歴を残す
3. 第三者による評価を受ける
4. モニタリング検査を行う
5. これらの情報を関係者で共有する



酪農・乳業界が定めた3つの基本



制度施行(2006年5月)までの準備 ①

1. 酪農生産者の農薬等の使用実態調査

生産者組織による農薬等の使用実態を実施し、調査結果をJミルクに報告

2. 農薬等の使用に関する記録とその保管

農薬等の使用を記録し、その記録の保管を開始

3. 啓発・指導を担当する支援体制の構築

生産者組織を主体とし、乳業者及び獣医師等関係者が連携した「地域支援組織」を構築

この組織が、記録簿の普及、適正かつ確実な記録・保管のための指導及び定期的な検証等を推進

制度施行(2006年5月)までの準備 ②

4. 抗菌性物質に対する出荷前検査体制の構築

βラクタム系抗生物質は、簡易迅速法による
出荷前悉皆検査の体制を早期に構築

5. 農薬等のサーベイランス調査

乳牛の自給飼料栽培に係る農薬、乳牛に使用する動物用医薬品、乳牛用飼料に使用する飼料添加物等をリストから
選定し、生乳中の残留について調査

6. 酪農・乳業関係者への啓発と消費者への情報開示

酪農・乳業界の一体的取り組みについて、ブロック説明会を
開催

農薬等の残留状況等の情報をJミルクに集約し、
流通・消費者の信頼確保に資する情報開示として活用

現在の具体的な取り組み

- 1. 地域支援組織による定期的な指導・検証**
全ての生産者に年1回以上の定期的な指導・検証
- 2. 定期的な農薬等の使用実態調査**
全国全地域で3年毎に実施
- 3. 使用実態調査に基づいたモニタリング対象物質の設定と検査の実施**
全国全地域を対象に年1回のモニタリング検査
- 4. 酪農・乳業関係者への啓発と消費者への情報開示**

生産者(団体)による生乳の安全・安心の担保

- 酪農生産者は

日々出荷する生乳の安全性に係る記録を確認する仕組みを作り、その結果を酪農・乳業関係者に開示できる様に準備



- 生産者団体は

生乳生産段階での農薬等の使用に係る記録・保管が適正に実施されていること及び取引される生乳は必要な検査により基準を超えた残留がないことを第三者的に担保



今後の課題

1. 農薬等の使用に係る適正かつ確実な記録・保管の完全実施
2. 地域支援組織による指導・検証活動の機能強化





ご清聴ありがとうございました。

